淀川水系5ダムについての方針

国土交通省近畿地方整備局では、淀川水系において事業中の5ダム(丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、余野川ダム)の計画について調査検討を進めてまいりました。

この間、特にダム計画に直接関係する地域の皆様には、多大なご苦労とご心配をお掛けしており、国土交通省としては、各ダムの計画内容を一刻も早く決定する必要があるとの認識のもと、調査検討に最大限の努力をしてきたところです。今般、これまでの調査検討結果を踏まえ、国土交通省としての各ダムについての方針をとりまとめました。

今後、河川整備基本方針を策定し、これに基づき河川整備計画を策定しますが、 同計画の策定に向け、この各ダムの方針に基づき関係者との調整を経て各ダムの 計画内容を確定していきます。

このため、関係者にこの方針を説明し、事業費、関係者の負担割合やダム計画 を前提として計画、実施されている他事業への対応などについて関係者と調整し ていきます。

これまでは、いずれのダム計画も治水や利水を目的とし、事業としての必要性、 緊急性があり、また共同事業としての経済的なメリットもあることから事業を進めてきました。しかし、利水については、社会経済情勢の変化から、利水者において見直しがなされ全量撤退あるいは減量の見込みであり、必要性、緊急性が変化しています。一方、治水についても、改めて検討した結果、その必要性は変わらないものの、治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し経済的にも不利になるものもあります。このため、各ダムごとに、治水、利水の必要性、緊急性のみならず、経済的なメリット、環境への影響等の観点から総合的に検討しました。

淀川水系5ダムについての方針は以下のとおりです。

丹生ダム

- ・調査検討の結果、利水者である大阪府(上水)、京都府(上水)及び阪神水 道企業団(上水)は全量撤退の見込みである。
- ・一方、丹生ダムによる高時川・姉川の洪水調節や淀川の異常渇水対策の必要性に変わりはなく、緊急性も高い。
- ・したがって、丹生ダム事業は以下の目的及び考え方にもとづき実施する。 高時川・姉川の洪水調節

琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節。ただし、これは琵琶湖周辺の治水面でのリスクを増大させないように、丹生ダムに琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節のための容量を確保するとともに瀬田川改修をあわせて実施し、丹生ダムで予定していた異常渇水時の緊急水の補給のための容量を琵琶湖で確保するものである。また、これは琵琶湖水位低下抑制対策として寄与する。

・なお、丹生ダム事業で予定していた高時川・姉川の瀬切れ対策については、 別途(ダム事業とは別に)琵琶湖からの逆送水による補給で対応する方向で 今後関係者と調整する。

大戸川ダム

- ・調査検討の結果、利水者である大阪府(上水)、京都府(上水)及び大津市 (上水)は全量撤退の見込みである。
- ・大戸川ダムによる大戸川・宇治川・淀川の洪水調節の必要性に変わりはない。しかし、狭窄部(保津峡、岩倉峡)を開削するまでは、宇治川・淀川に対する洪水調節効果は小さく、治水単独目的の事業となることで治水分の事業をが増加し経済的にも不利になる。
- ・したがって、大戸川ダム事業は当面実施せず、宇治川・淀川の河川整備が進んだ段階で狭窄部(保津峡、岩倉峡)の開削の扱いとあわせて治水面の対応 策について検討する。
- ・なお、大戸川の治水対策の実施について今後関係者と調整する。また、水源 地域対策や県道大津信楽線整備については今後関係者と調整する。

天ヶ瀬ダム再開発

- ・調査検討の結果、利水者である京都府(上水)は継続して参画の見込みである。
- ・また、天ヶ瀬ダム再開発による宇治川・淀川の洪水調節の必要性に変わりは なく、琵琶湖周辺の洪水防御の観点から緊急性も高い。
- ・したがって、天ヶ瀬ダム再開発事業は以下の目的で実施する。

宇治川・淀川の洪水調節及び琵琶湖周辺の洪水防御 京都府(上水)の新規利水

発電

川上ダム

- ・調査検討の結果、利水者である三重県(上水)、奈良県(上水)及び西宮市 (上水)のうち、三重県(上水)は減量して参画し、奈良県(上水)は全量 撤退の見込みである。西宮市(上水)は全量撤退の可能性を含めて検討中で ある。
- ・一方、川上ダムによる木津川・淀川の洪水調節の必要性に変わりはなく、当 面緊急性を有する狭窄部(岩倉峡)上流における洪水調節効果は大きい。
- ・したがって、川上ダム事業は以下の目的で実施する。

前深瀬川・木津川・淀川の洪水調節

流水の正常な機能の維持

三重県(上水)の新規利水

余野川ダム

- ・調査検討の結果、利水者である箕面市(上水)及び阪神水道企業団(上水) は全量撤退の見込みである。
- ・余野川ダムによる猪名川の洪水調節の必要性に変わりはない。しかし、当面 緊急性を有する狭窄部(銀橋)上流における洪水調節効果は小さく、治水単 独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し経済的にも不利になる。
- ・したがって、緊急性を有する狭窄部(銀橋)上流の治水対策として、当該狭窄部を開削することとし、余野川ダム事業は当面実施せず、今後、水系全体の社会経済状況の変化や河川整備の進捗に応じて、治水上の緊急性について検討する。
- ・なお、連携して実施してきた関連事業については今後関係者と調整する。